

国住指第4275号
平成28年5月17日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



民間建築物における吹付けアスベストの使用実態の把握等の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、平成28年5月13日に総務省行政評価局から「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—結果に基づく勧告」がなされたところである。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1. 民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握の適切な実施について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握（以下「実態把握調査」という。）については、平成17年7月14日付け国住指第1049号、同年8月8日付け国住指第1250号等においてお願いしているところであるが、総務省のアスベスト対策に関する調査（以下「総務省調査」という。）において、①実態把握調査が適切に行われていないもの、②アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物に対する指導が適切に行われていないもの、③飛散・ばく露のおそれが判明した建築物に対する指導が適切に行われていないものがみられたとされた。

各地方公共団体においては、総務省調査において明らかとなった次の（1）及び（2）の例を踏まえて、実態把握調査の適正化を図るとともに、調査対象でありながら報告のない建築物の所有者等に対して報告を行うよう督促し、また、吹付けアスベストが露出して使用されていることが明らかになった建築物の所有者・管理者に対し、早急に飛散防止のための措置を講じるよう指導を徹底すること。

（1）実態把握調査が適切に行われていない例

- ① 1,000 m²を超える建築物であるにも関わらず、実態把握調査の対象外としている

- ② 新3種アスベスト（アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト）を実態把握調査の対象外としている
- ③ 実態把握調査について、毎年度のフォローアップ調査を実施していない

(2) アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物又は飛散・ばく露のおそれか判明した建築物の所有者に対する指導が適切に行われていない例

- ① 吹付けアスベストの使用実態が未判明となっている建築物の所有者等に対して、調査結果の報告や分析調査の実施を監督するなどの対応を特段行っていない
- ② 吹付けアスベストの飛散・ばく露のおそれが判明した建築物の所有者等に対して、除去等の措置を求めるなどの対応を特段行っていない

2. アスベスト台帳の整備について

総務省調査において、一部の地方公共団体において、アスベスト台帳を整備しておらず、また、今後も整備の予定がないとしている県市がみられたとされた。また、アスベスト台帳を整備している地方公共団体においても、実態把握調査の対象（平成元年までに施工された、床面積が1,000㎡以上のもの）のみを台帳の対象とするものなど、対象建築物の範囲を限定しているものがみられたとされた。

アスベスト台帳の整備については、平成27年1月26日付け国住指第3761号においてお願いしているところであるが、各地方公共団体においては、建築物石綿含有建材調査マニュアルを参考にしながら、引き続き、アスベストを使用している可能性のある建築物について、アスベスト台帳の整備を着実に進めること。なお、アスベスト台帳の整備に当たっては、建築年度や用途などにより優先順位を付けることも検討しつつ、より効率的な方法による整備を進めること。

【参考】

アスベスト対策に関する行政評価・監視 ―飛散・ばく露防止対策を中心として― <結果に基づく勧告> (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html)

アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－〈結果に基づく勧告〉（平成28年5月総務省）【抜粋】

4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

建築物に使用されたアスベスト含有建材の劣化、損傷等によるアスベストの飛散・ばく露を未然に防止し、その除去等を進めていくには、アスベスト含有建材の使用実態を的確に把握する必要がある。

民間建築物、学校施設、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等については、平成17年度に、関係各省において、「アスベスト問題への当面の対応」を受け、主としてレベル1のアスベスト含有建材（吹付けアスベスト、吹付けロックウール等）の使用実態に関して調査^(注1)が行われ、その結果に基づき、「アスベスト問題に係る総合対策」に沿って、順次、除去等の進捗状況のフォローアップが行われている。

(注1) 建築物の所有者等に対して、目視や設計図書等を確認することにより当該建築物にアスベスト含有建材が使用されているかを点検し、さらに、目視等による点検においてアスベスト含有建材が使用されているかが特定できない場合、アスベストの含有の有無に関する分析調査を実施することにより、当該使用を的確に把握するように求めている。

また、アスベスト含有建材については、当初、主に、アモサイト、クリソタイル及びクロソドライトが吹付け材として使用されているものと考えられていたが、新たにアクチノライト、アンソフィライト及びトリモライト（以下「新3種アスベスト」という。）が建材として使用された事案があることが判明したため、平成20年2月に厚生労働省から関係団体等に分析調査の徹底を求める通知が出された。関係各省は、このような状況の中、上記フォローアップの中で、これら新3種アスベストを含有した建材の使用実態も追加的に調査を行っている。

今回、39県市における地方公共団体所有施設、学校施設、病院、社会福祉施設等及び民間建築物について、アスベスト使用実態調査の実施状況、アスベスト使用実態が未判明の施設・建築物に対する指導の状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。

(7)～(I) (略)

(カ) 民間建築物

国土交通省は、平成17年度に、県市を通じ、昭和31年から平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上の民間建築物について、レベル1のアスベスト含有建材の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップを実施している。

39県市における民間建築物アスベスト使用実態調査の実施状況を調査したところ、次のとおり、i) 使用実態調査が適切に行われていないもの、ii) アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物に対する指導が適切に行われていないもの、iii) 飛散・ばく露のおそれが判明した建築物に対する指導が適切に行われていないものがみられた。

(使用実態調査が適切に行われていないもの)

調査した39県市においては、国土交通省の調査要領に沿って民間建築物アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の県市において、次のとおり、調査対象範囲等が適切でない例がみられた。

- ① 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告^(注5)の対象となる建築物のみを調査対象としているため、1,000㎡を超える建築物で定期報告対象外のもの（例えば、事務所など）におけるレベル1のアスベスト含有建材の使用状況が未把握となっているもの（1県市）。

なお、項目2(1)に掲記したレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに解体等が開始された事例等52件のうち10件が同県市内で発生した事例であり、このうち5件については、該当建築物が定期報告の対象外であったため、民間建築物アスベスト使用実態調査の対象外となっていた。

(注5) 建築基準法では、建築物等の安全性を確保するため、特定行政庁が指定する建築物等の所有者等は、条例で定める期間ごとに、当該建築物等の損傷、腐食の状況等について、一級建築士等に調査・検査を行わせ、その結果を特定行政庁に報告（定期報告）し、特定行政庁は当該報告の内容を供覧することとされている。

- ② 国土交通省が、平成20年2月に新3種アスベストの使用実態を含めて調査を行うよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該使用実態の調査を行っていないもの（5県市）。
- ③ フォローアップ調査について、平成21年度以降、6年以上にわたり実施していないもの（1県市）。

新3種アスベストの使用実態を調査していない理由について、未調査である県市の一部では、平成20年以前は新3種アスベストの国内使用が判明していなかったため、それに係る分析調査が必ず行われていることが期待できないにもかかわらず、既往の分析調査において新3種アスベストを含めた分析調査が行われているものと判断したことを挙げている。また、調査対象範囲を限定していることやフォローアップ調査を実施していないことの理由については、県市の担当者の異動等もあり、判然としない。

しかしながら、民間建築物利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止するため、県市が、所有者によるアスベスト含有建材の調査や除去等の実施を促す観点から実態把握を行うことは極めて重要であり、改善が求められる。

(アスベスト含有建材の使用実態が未判明の建築物又は飛散・ばく露のおそれが判明した建築物の所有者に対する指導が適切に行われていないもの)

民間建築物アスベスト使用実態調査の結果(平成27年3月16日時点)をみると、調査した23政令市等においては、調査対象建築物が60,748件、そのうち、17年度の調査以降、アスベスト含有建材の使用状況の報告が得られず、使用実態が不明のままとなっている建築物が6,245件、アスベスト含有建材の使用の有無を確認するために分析調査を行う必要がある建築物が784件、飛散・ばく露のおそれが判明したにもかかわらず、当該アスベスト含有建材について除去等の措置が講じられていない建築物が1,146件残存している。

建築物の所有者等からアスベスト含有建材の使用状況の報告が得られず、使用実態が不明のままとなっている建築物については、調査した23政令市等のうち20政令市等において残存しており、その件数は、①1件以上100件未満が9政令市等、②100件以上500件未満が6政令市等、③500件以上1,000件未満が3政令市、④1,000件以上が2政令市等となっている。

また、アスベスト含有建材の使用の有無を確認するために分析調査を行う必要がある建築物については、調査した23政令市等のうち15政令市等において残存しており、その件数は、①1件以上10件未満が2政令市等、②10件以上50件未満が8政令市等、③50件以上100件未満が3政令市、④100件以上が2政令市となっている。

こうしたアスベストの使用実態が未判明となっている建築物について、国土交通省は、「建築物防災週間における防災対策の推進について(平成26年度下期)」(平成27年1月5日付け国住指第3594号国土交通省住宅局長通知)において、県を通じて政令市等に対し、建築物の所有者等に、必ず、電話連絡、文書による督促、現地立入調査等を

実施するよう依頼しているが、3政令市（1,274件）については、その所有者等に対し、調査結果の報告や分析調査の実施を督促するなどの対応を特段行っていない。

特段の対応を行っていない理由について、調査した政令市では、建築物の所有者等の連絡先が不明（3政令市）であることを挙げているが、連絡先を調べたり、現地に赴いて建築物の現状を把握したりするなどの対応はとっていない。

一方、アスベストの使用実態が未判明となっている建築物の解消に努めている政令市等の対応状況を見ると、現地訪問等を行って指導した結果、所有者等から報告がなされ、未判明の建築物が減少した例もみられた（2政令市）。このような状況を踏まえると、アスベスト含有建材の使用実態が不明である建築物の解消に当たっては、丁寧な対応が重要と考えられる。

さらに、民間建築物アスベスト使用実態調査の結果、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト含有建材については、それを使用している建築物の所有者等による除去等の措置が求められるが、調査した23政令市等の中で、全ての対象建築物が措置済みとなっているものは1政令市のみで、残る22政令市等においては、飛散・ばく露のおそれが判明したにもかかわらず、アスベスト含有建材の除去等の措置が講じられていない建築物が残存しており、その件数は、①1件以上10件未満が3政令市等、②10件以上50件未満が11政令市等、③50件以上100件未満が4政令市、④100件以上が4政令市となっている。

こうしたアスベストの飛散・ばく露のおそれが判明した建築物について、国土交通省は、「建築物防災週間における防災対策の推進について（平成26年度下期）」において、県を通じて政令市等に対し、建築物の所有者等に、必ず、電話連絡、文書による督促、現地立入調査等を実施するよう依頼しているが、2政令市（135件）については、その所有者等に対し、除去等の措置を求めるなどの対応を特段行っていない。

特段の対応を行っていない理由について、調査した政令市では、関係資料が残っていないため指導を要する建築物の特定ができないこと（1政令市）、建築物の所有者等の連絡先を把握していないこと（1政令市）を挙げているが、現地訪問するなどにより建築物の特定や所有者等の連絡先を調べるなどの対応はとっていない。

一方、所有者等に対して除去等の措置を講ずるよう指導等を行っている県市の対応状況を見ると、所有者等に対して現地訪問するなどにより個別に除去等の必要性を説明した結果、除去等が進んだ例もみられた（2政令市）。このような状況を踏まえると、飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等の措置を促進していくに当たっては、丁寧な対応が重要と考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① (略)

② 国土交通省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の把握を含め、民間建築物アスベスト使用実態調査を適切に実施するよう周知徹底するとともに、アスベスト含有建材の使用実態がまだ判明していない建築物及び飛散・ばく露のおそれが判明した建築物については、所有者等の連絡先を把握し、所有者等に理解を求めするなど、適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。

イ (略)

(2) アスベスト台帳の整備の促進

アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物^(注1)は、国土交通省の推計によると、約280万棟に及ぶものとされている。このうち、昭和31年から平成元年までに施工された建築物で床面積がおおむね1,000㎡以上のもの約27万棟については、項目4(1)ア(オ)のとおり、国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査を通じて、当該使用実態の把握が進められている一方、1,000㎡未満の建築物や平成2年以降に施工された建築物については、該当する建築物の数が膨大となることもあって、当該使用実態が把握されておらず、その的確かつ効率的な把握方法が課題となっていた。

(注1) 安衛法により、重量比0.1%超のアスベスト含有建材の製造、使用等が禁止された平成18年9月1日の前日までに建築確認がなされた、戸建て住宅、木造建築物及び公共建築物を除く全ての建築物

このため、国土交通省は、調査マニュアルを作成し、地方公共団体に対して、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物について、当該使用実態に係る調査等を的確かつ効率的に実施する際の参考として示している。

この調査マニュアルにおいては、上記調査の実施等に当たり、①該当する建築物の数が膨大となることに鑑み、建築時期や建築物の用途により優先順位を付けて計画的に調査を進める必要があること、②調査により把握した情報をアスベスト台帳として整備し、これを適時に更新できるようデータベース化して管理していく必要があることなどを示している。

また、調査マニュアルでは、アスベスト台帳を整備することにより、平常時における大防

法等に基づく届出漏れの把握や解体等工事の現場への指導、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露のおそれがある建築物の早期特定やその情報の迅速な提供などにも活用できるとしている。

なお、国土交通省は、アスベスト台帳の整備を促進するため、地方公共団体が実施する当該台帳のデータベース化を対象とした助成制度（社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業））を設けている。

今回、39県市におけるアスベスト台帳の整備状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

（台帳の整備状況）

調査した39県市のうち、32県市においては、調査対象とする建築物の範囲は異なるものの、建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態を調査し、アスベスト台帳の整備（整備中を含む。以下同じ。）を進めている（整備済み^{（注2）}16県市、整備中16県市）が、残る7県市においては、当該台帳を整備しておらず、また、今後も整備の予定がないとしている。

（注2） 整備済みとは、各県市が調査対象としている建築物全てに対して調査が行われ、調査結果がアスベスト台帳に人力済みである状態を指す。

（台帳整備の対象範囲）

アスベスト台帳を整備している県市において、当該台帳の対象建築物の範囲をみると、アスベスト含有建材が使用された可能性のある民間建築物全てを対象とするものは10県市（全て整備中）にとどまり、残る22県市では、①国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の対象である平成元年までに施工された、床面積がおおむね1,000㎡以上のものを対象建築物とするもの（9県市、全て整備済み）、②民間建築物アスベスト使用実態調査の対象に加え、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告の対象を台帳の対象建築物とするもの（3県市、うち整備済み2県市、整備中1県市）など、対象建築物の範囲を限定している。

このようにアスベスト台帳の対象建築物の範囲を限定している理由について、調査した県市は、①対象建築物の範囲を現行以上に拡大した場合、それによる業務量の増加に伴う要員確保が難しいこと（13県市）、②アスベスト規制の経緯からみて、平成2年から18年までの間に施工された建築物はアスベスト含有建材が使用されている可能性が低いと考えられること（7県市）等を挙げている。

しかしながら、平成2年以降に施工された建築物又は1,000㎡未満の建築物であっても、アスベスト含有建材の使用が判明した例があり、これに鑑みれば、該当する建築物の数が膨大

であっても、調査マニュアルでも示されているとおり、建築時期等を考慮して優先順位付けを行い、順次、当該使用の実態を把握し、その結果に基づきアスベスト台帳の整備を進める必要があると考えられる。

(台帳整備の理解促進)

他方、アスベスト台帳を整備していない県市は、その理由について、①国土交通省による民間建築物アスベスト使用実態調査の結果台帳(冊子)等があることからアスベスト台帳を整備する必要性を感じていないこと又は当該整備によって得られる効果が分からないこと(3県市)、②台帳整備に係る業務量の増加に伴う要員確保が難しいこと(4県市)を挙げており、アスベスト台帳の整備の必要性が十分理解されていない状況にある。

しかしながら、アスベスト台帳の整備を行っている県市の中には、当該台帳を、平常時における大防法に基づく届出漏れの確認などに活用している例や、地図情報システムと連携させ災害時における住民の避難場所や避難ルートの検討に活用することとしている例などがみられた。このように、平常時及び災害時にアスベスト台帳を活用して、アスベストによる健康被害の発生防止に役立てていく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、国土交通省は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する観点から、県市に対し、アスベスト台帳の整備の必要性、活用例及び効率的な整備方法を改めて周知徹底し、同台帳の整備を促す必要がある。